

6月は環境月間です

考えよう 地球のこと

始めよう 環境への取り組み

問 環境課 ☎ (22) 2111 環境係 (内線 247) 衛生係 (内線 245)

ごみ出しルールを守りましょう！



環境課 竹内 圭司

ごみの出し方が守られていない場合、ごみを収集することができません。正しいごみの出し方を再確認して、ごみの出し方を守りましょう。

チェック① ごみは決められた袋で出しましょう

ごみは必ず市の指定袋に入れて出してください。

可燃ごみや埋立ごみは、証紙シールが印刷された「中野市指定ごみ袋」を使いましょう。

チェック② 決められた場所、日に集積所へ出しましょう

ごみ集積所、収集日、排出時間は居住区ごとで決められています。

ごみ集積所は各区で管理しています。お住まいの居住区以外の集積所にごみを出すことはルール違反です。

また、「収集日カレンダー」を確認し、収集日と排出時間を守りましょう。



▶ 収集日カレンダーは各居住区ごとに異なり、環境課窓口にて配布しています。また、外国語版も作成しています。

チェック③ 分別方法を守って出しましょう

分別方法が守られていないごみは収集できません。ごみの分別方法については、分別冊子をご覧ください。か、環境課までお気軽にお問い合わせください。



▲分別冊子は環境課窓口で配布しています。

プラごみの分別を確認しましょう

「プラごみ」とは、プラスチック製容器包装のことで、「商品」ではなく「容器包装」のみが対象になります。

基本的に、 マークがあり、汚れていない物が対象です。

商品を含んでいるプラスチック製の容器包装でも マークがなかったり、汚れているプラスチック（洗いにくいやチューブやパックなど）は可燃ごみとして出しましょう。

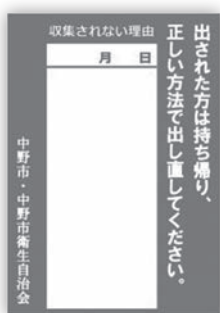
ごみ出しルールQ&A

Q プラスチックと金属類の複合製品の出し方は？

A できる限り分解し、プラスチック部分は可燃ごみ、金属部分は金属類として出してください。

Q ごみ出しルールを間違えて、集積所へ出したものはどうなるの？

A 収集されません。「なぜ収集できないのか」が分かるように違反ごみシールを貼ります。違反ごみシールが貼られたごみを出した方は、ごみを持ち帰り、改善後、出し直してください。



▲違反ごみシールの例

不法投棄・違法な野外焼却は

犯罪です！

市では、廃棄物（ごみ）の不法投棄と違法な野外焼却の防止を目的として、早朝・夜間の監視パトロールを強化しています。

不法投棄や違法な野外焼却は犯罪であることはもちろんですが、環境にも悪影響を与えます。

左表は、平成27年に県内で検挙された主な不法投棄と違法な野外焼却の事案です。不

平成27年県内不法投棄・野外焼却検挙事案

▼不法投棄（一般廃棄物）

検挙年月日	行為者	内容	刑罰の内容
平成27年4月1日	1人	会社員が一般廃棄物（家庭ごみ）を不法投棄したもの	罰金50万円
平成27年6月23日	1人	ダム湖において一般廃棄物（自動車）を不法投棄したもの	懲役1年（執行猶予付）

▼野外焼却（一般廃棄物）

検挙年月日	行為者	内容	刑罰の内容
平成27年3月13日	1人	自営業者が一般廃棄物（衣類など）を不法焼却したもの	罰金50万円
平成27年11月17日	1人	無職者が一般廃棄物（木材など）を不法焼却したもの	罰金60万円

※長野県環境部発行「不法投棄情報ながの」より

不法投棄・違法な野外焼却の罰則規定

個人…5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科
法人両罰規定…3億円以下の罰金

法投棄の原因者は、撤去を求められるとともに、重い刑罰が科せられます。
なお、農業で発生した剪定枝などの野焼きは例外として認められていますが、周辺に迷惑が掛からないように心掛けましょう。
また、土地を所有している方は、土地の管理を十分に行い、ごみなどが捨てられない環境を保ちましょう。

ごみのポイ捨て
飼い犬のふんの放置は
やめましょう！

道路や公園などに散乱する空き缶やたばこの吸い殻、犬のふん。市内のあちらこちらで、多くのごみがポイ捨てされているのを見かけます。

いくら地域などで清掃活動を行っても、ごみをポイ捨てする人がいたのでは、いつまでたってもきれいなまちにはなりません。「みんながしてるから」「自分一人くらい」という安易な気持ちは慎み、きれいな環境を汚す行為は絶対にしないよう心掛けましょう！

まがりお
環境課 曲尾主事補

アレチウリを

駆除しましょう！

アレチウリ駆除のポイント

- 種を付ける前に抜き取る
- できるだけ小さいうちに抜き取る
- 1年に数回抜き取る（6月中旬、7月下旬、9月上旬など）
- アレチウリが現れなくなるまで数年間駆除を続ける

もともと、その地域にいなかったのに、人間活動によって、ほかの地域から持ち込まれた生物（外来生物）のうち、地域の自然環境に大きな影響を及ぼしたり、農作物に被害を与えたりするものを法律により「特定外来生物」として指定しています。特定外来生物は、被害を防ぐため、飼養・栽培・保管・運搬・譲渡などは原則禁止されています。

私たちの身近にあるアレチウリも特定外来生物の一種です。アレチウリは、キュウリやスイカなどと同じウリ科の1年生の植物で、長いツルで

ほかの植物に覆いかぶさり、その植物の成長を妨げます。アレチウリの芽生えの時期は5月頃から10月頃までで、駆除には、環境への影響が小さい「抜き取り」の方法が効果的です。

また、特定外来生物に指定されてはいませんが、スギヤイネ科植物と並んで、花粉症の原因となるブタクサ、オオブタクサも外来植物で、在来種を駆逐する恐れがあることから、種子が飛散する8月から10月より前に、抜き取りや刈り取ることをお勧めします。